

PSEとは？

- 電気用品安全法は、電気用品の製造・輸入・販売を事業として行う場合の手続きや罰則を定めた法律です
- 電気用品を製造または輸入を行う事業者は、法に定められた手続き等の義務を履行し、電気用品にPSEマークを表示しなければなりません。

電気用品に付される表示	
特定電気用品	特定電気用品以外の電気用品
	
実際は上記マークに加えて、登録検査機関のマーク、製造事業者等の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。	実際は上記マークに加えて、製造事業者等の名称（略称、登録商標を含む）、定格電圧、定格消費電力等が表示される。
• 電気温水器 • 電熱式・電動式おむちや • 電気ポンプ • 電気マッサージ器 • 自動販売機 • 直流電源装置 など全116品目	• 電気こたつ • 電気がま • 電気冷蔵庫 • 電気歯ブラシ • 電気がみそり • 白熱電灯器具 • 電気スタンド • テレビジョン受信機 • 音響機器 • リチウムイオン蓄電池 など全341品目

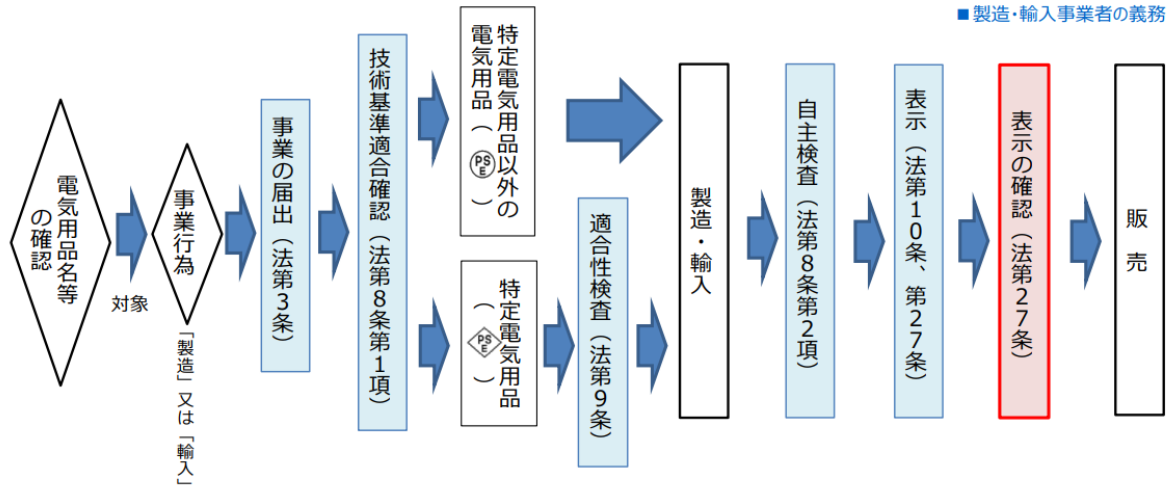


PSEとは？

4. 1 電気用品安全法の概要

- 電気用品安全法は、電気用品による危険及び障害の発生を目的とする法律であり、約450品目の電気用品を対象として指定し、製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進する枠組みとなっています。
- 販売事業者は、自ら販売する電気用品について、PSEマーク表示が適切になされている確認する必要があります。（法第27条）

電気用品安全法の業務手続きフロー



7

●電気用品安全法における「**製造**」とは、**電気用品を完成させる行為**をさしています。**製造行為の完了 = 完成品の自主検査が終了したとき**をもって判断されます。

4.2.1 検査の方式

検査の方式は、特定電気用品と特定電気用品以外の電気用品とでは異なり、それぞれについて、次の表8に示すように施行規則で規定しています。

表8 法第8条第2項による検査の方式

	特定電気用品	特定電気用品以外の電気用品
関連法令	法第8条第2項 施行規則第11条、12条 施行規則別表第三 1	法第8条第2項 施行規則第11条、12条 施行規則別表第三 2
検査項目	①製造工程において行う検査 ② 完成品 について行う検査（全数） ③試料について行う検査（抜取り）	完成品 について行う検査（全数）
検査記録の作成・保存	○	○
検査記録の保存期間	3年間	3年間

なお、この施行規則で規定している内容は、法令で課している最低限の項目であるため、量産する電気用品の特徴を踏まえて、それぞれの電気用品にとってさらに必要な項目を決定し、自らの事業形態を踏まえ最適な手順、方法で検査を行うことをあらかじめ定めて適切に実施することが重要となります。

また、検査の実施においては、当該検査を行うために必要な検査機器をあらかじめ適切に校正しておく必要があります。校正の有効期限も考慮する必要があります。

(1) 特定電気用品の場合の検査

特定電気用品を製造又は輸入する事業者は、特定電気用品に対して、次の3項目の検査が義務付けられています。なお、**完成品**について行う検査の検査項目は電気用品によって異なります〔施行規則第11条第1項及び別表第三 1〕。

- ① 製造工程において行う検査
- ② **完成品**について行う検査
- ③ 試料について行う検査



PSEとは？

電気用品安全法は、**製造品 = 最終完成品**における**販売**を目的として**製品上の安全性**を規定している法律

電気用品安全法における「**製造**」とは、**電気用品を完成させる行為**
製造行為の完了 = 完成品の自主検査が終了したときをもって判断されます。

電気用品の完成品を他社から購入し、それに改造を加えて販売する場合、その改造行為が電気用品の製造にあたる場合があります。

電気用品安全法 27条において、最終製品に新たに改造を加えた時点で新たな電気用品をつくったことになり、その時点で新たにPSEを適合させる必要があります。

例えば個人でアダプターを改造し使った場合は、本人のリスク責任においての行為の為PSE違反とはなりません。その改造物を販売した時点でPSE違反となります。（製造物責任）